

仕 様 書

1 調達物品目及び構成内訳

超音波吸引器 1 式

(調達物品及び調達数量)

① CUSA Clarity	1 台
② 専用フットスイッチ	1 台
③ 電源コード	1 本
④ 専用架台	1 台
⑤ 23Khz 専用ハンドピース	3 本
⑥ 23kHz 専用トルクベース	3 台
⑦ 23kHz ハンドピース専用滅菌ケース	3 台
⑧ 36kHz 専用ハンドピース	1 本
⑨ 36kHz 専用トルクベース	1 台
⑩ 36kHz ハンドピース専用滅菌ケース	1 台

2 調達の概要

- (1) 調達物品の機能及び性能等は必須の要求要件であるが、同等の機能を有すると認められる機器（以下「同等品」という。）の場合はその限りでない。
- (2) 同等品による納入を行う場合は、事前に横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「当院」という。）に申請し承認を得ること。承認を得ていないものは無効とする。
- (3) 要求事項を満たしていないと判断された場合、もしくは同等の機能を有していると認められない場合は調達の対象外とする。
- (4) 調達物品は納入後においても装置に必要な消耗品及び故障時に対して物品の安定供給が確保されていること。

【調達物品の機能及び性能等】

調達物品については、以下の要件を満たすこと。

1 超音波吸引器本体

- (1) 振幅、組織選択、吸引、灌流の設定ができること。
- (2) 振幅は 19 段階の設定が可能であること。
- (3) 組織選択は 4 段階の設定が可能であること。
- (4) 吸引は最大吸引力が 600mmHg 以上であること。
- (5) 常時吸引が作動する設定と出力時のみ吸引が作動する設定の 2 つの設定を有すること。
- (6) フットスイッチは振幅の出力ペダルと灌流の出力ペダルを有すること。

- (7) フットスイッチのペダルを踏む強さに比例して出力を調整することができること。
- (8) フットスイッチのケーブル長は 6m 以上であること。
- (9) 出力操作はタッチスクリーンにて操作ができること。
- (10) 日本語によるセッティングのためのガイダンスがスクリーン上に表示されること。
- (11) エラーが発生した際に日本語によるエラーメッセージがタッチスクリーン上に表示されること。
- (12) 輸液バッグを吊るすための IV ポールが本体に備え付けられていること。

2 専用架台

- (1) フットスイッチが使いやすく収納できること。
- (2) 移動のための車輪を有すること。
- (3) キャニスターホルダーを有すること。
- (4) コンソールと架台がネジによって固定することができること。

3 ハンドピース

- (1) ハンドピースの周波数は 23kHz、または 36kHz であること。
- (2) 高圧蒸気滅菌に対応していること。

【性能、機能以外の要件】

以下の要件を満たすこと。

1 設置、搬入及び搬出条件に関しては以下の要件を満たすこと。

- (1) 本装置の搬入、設置、初期稼働に必要な最低限の付属品を含むものとする。
- (2) 本装置の設置場所は当院職員の指定した場所に設置すること。
- (3) 納品は令和 4 年 3 月 31 日までに行うこと。
- (4) 既存装置の搬出がある場合は、当院職員の指示により落札者の責任で行うこと。
- (5) 当院の用意する一次側設備以外に機器の設置のために必要な設備があれば、落札者が用意すること。
- (6) 機器の設置、稼働のために必要となる作業（電源工事、ネットワーク構築工事、給排水工事等）は、落札者の責任により行うこと。
- (7) 機器の搬入、据付、配管、配線、調整及び現有機器の撤去搬出などは、その具体的な期間を含め、事前に計画書を提出した上で当院担当者との打合せを行い、実施すること。
- (8) 設置にあたっては当院の設置条件に照らし合わせて、電気（分電盤）容量、建築基準、消防法等関連法規に抵触しないよう予め確認し、対策を講じること。
- (9) 器物及び建築物を破損した場合、落札業者の負担にて原状回復を行うこと。

2 障害時、日常のサービス体制に関しては以下の要件を満たすこと。

- (1) サービス拠点またはサービス技術者を有し、本機器に障害が発生した場合は迅速な対応を行えること。

- (2) 本装置の定期的な点検、調整、修繕等の故障要望保守が行える体制を有すること。
- (3) 通常の使用により故障が発生した場合、本装置導入後 1 年間は無償にて修理を行うこと。
- (4) 本装置の十分な活用と円滑な運用に必要な導入時研修を行うこと。
- (5) 日本語の取扱マニュアルを 2 部提出すること。

3 その他

- (1) その他、明記されていない事項で問題が生じた時は別途協議の上、決定すること。